○文部科学省告示第百五十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月十六日

文部科学大臣　下村　博文

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
聖人のフリーズ（再制作）	平成二十五年十二月十五日	平成二十六年六月三十日まで	日本経済新聞社文化事業局 局長　栢　俊彦 東京都千代田区大手町一丁目三番七号	Bunkamuraザ・ミュージアム 東京都渋谷区道玄坂二丁目二十四番一号 平成二十六年一月二日から平成二十六年三月九日まで 島根県立美術館 島根県松江市袖師町一丁目五番 平成二十六年三月二十日から平成二十六年六月十六日まで
羊飼いの歌	同右	同右	同右	同右

○文部科学省告示第百五十九号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成二十六年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり定める。

平成二十五年十二月十六日

文部科学大臣　下村　博文

中学校用教科用図書（中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

教科	受理種目	受理単位	期間
国語	国語	第一学年用	平成二十六年五月十二日から同月十六日まで
	書写	第一学年から第三学年用	
数学	数学	第一学年用	
理科	理科	第一学年用	
音楽	音楽（一般）	第一学年用、第二学年及び第三学年用	
	音楽（器楽合奏）	第一学年から第三学年用	
美術	美術	第一学年、第二学年及び第三学年用	
技術・家庭	技術・家庭（技術分野）	第一学年から第三学年用	
	技術・家庭（家庭分野）	第一学年から第三学年用	
外国語	英語	第一学年から第三学年用	平成二十六年五月二十日から同月二十二日まで
国語	国語	第二学年用	
数学	数学	第二学年用	
理科	理科	第二学年用	
国語	国語	第三学年用	平成二十六年五月二十六日から同月二十九日まで
社会	社会（地理的分野）	第一学年及び第二学年用	
	社会（歴史的分野）	第一学年から第三学年用	
	社会（公民的分野）	第三学年用	
数学	数学	第三学年用	
理科	理科	第三学年用	
保健体育	保健体育	第一学年から第三学年用	

○厚生労働省告示第三百七十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の別表第三無機薬品及び有機薬品の項第百五十号の規定は、平成二十六年三月二十五日から適用する。

平成二十五年十二月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第一中第二十号を第二十一号とし、第十四号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　ビダラビン

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百五十四号を第二百五十五号とし、第百五十号から第二百五十三号までを一号ずつ繰り下げ、第百四十九号の次に次の一号を加える。

百五十　トロキシピド